

日医発第 822 号 (保 176)  
平成 20 年 11 月 13 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
唐澤祥人

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

平成 20 年 10 月 31 日付厚生労働省告示第 505 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、製薬企業の医薬品製造販売承認の承継に伴う薬事法上の販売名称等の変更により、新名称の医薬品「※ 健胃錠（陽進堂）」1 品目が薬価基準の別表に第 14 部として記載されたものであります。

また、同日付厚生労働省告示第 506 号で、旧名称の医薬品「※ 健胃錠（大日本）」1 品目が薬価基準の別表第 6 に第 1 部として記載され、経過措置品目（使用期限：平成 21 年 8 月 31 日限り）となりました。

つきましては、以上の改正内容に関して、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 1 月号に掲載を予定しております。

（添付資料）

1. 官報（平 20. 10. 31 第 4945 号抜粋）
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について  
（平 20. 10. 31 厚生労働省保険局医療課事務連絡）

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔告示〕

- 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働五〇五）
- 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件（同五〇六）

○厚生労働省告示第五百五号  
診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正し、平成二十年十一月一日から適用する。

平成二十年十月三十一日  
別表に第14部として次のように加える。 厚生労働大臣 外添 要一

|      |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |
|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| 第14部 | 内 | 品 | 名 | 内 | 用 | 薬 | 規 | 格 | 単 | 位  |
|      |   |   |   |   |   |   |   |   |   | 1錠 |

※ 海軍部（編み部）  
1錠 6.10

○厚生労働省告示第五百六号  
保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第七号）の一部を次のように改正し、平成二十年十一月一日から適用する。

平成二十年十月三十一日 厚生労働大臣 外添 要一  
第六中「別表第2に収載されている医薬品を」の下に「同年九月一日以降においては別表第6収載されている医薬品を」を加える。  
別表第5の次に次の一表を加える。

|      |   |     |   |   |   |   |   |   |   |    |
|------|---|-----|---|---|---|---|---|---|---|----|
| 別表第6 | 品 | 第1部 | 名 | 内 | 用 | 薬 | 規 | 格 | 単 | 位  |
|      |   |     |   |   |   |   |   |   |   | 1錠 |

※ 健胃錠（大日本）



事務連絡  
平成20年10月31日

地方厚生（支）局 }  
都道府県民生主管部（局） }  
国民健康保険主管課（部） } 御中  
都道府県後期高齢者医療主管部（局） }  
後期高齢者医療主管課（部） }

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等について」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）の一部が平成20年10月31日付け厚生労働省告示第505号及び第506号をもって改正され、平成20年11月1日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、お知らせします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 製薬企業等による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、内用薬1品目について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

| 区分  | 内用薬   | 注射薬   | 外用薬   | 歯科用薬剤 | 計      |
|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| 品目数 | 8,606 | 4,240 | 3,009 | 40    | 15,895 |

2 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) 製薬企業等による医薬品の製造販売承認の承継に伴い製薬企業から削除依頼があった内用薬1品目について、掲示事項等告示の別表第6に収載して、平成21年9月1日以降保険診療における使用医薬品から除外するものであること。
- (2) (1)により掲示事項等告示の別表第6に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

| 区分  | 内用薬 | 注射薬 | 外用薬 | 歯科用薬剤 | 計 |
|-----|-----|-----|-----|-------|---|
| 品目数 | 1   | 0   | 0   | 0     | 1 |

( 参 考 )

薬価基準告示

| No | 薬価基準名           | 成分名 | 規格単位 | 薬価 (円) |
|----|-----------------|-----|------|--------|
| 1  | 内用薬 ※ 健胃錠 (陽進堂) |     | 1錠   | 6.10   |

( 参 考 )

揭示事項等告示

別表第6 第1部 (平成21年8月31日まで)

| No | 薬価基準名           | 成分名 | 規格単位 | 薬価 (円) |
|----|-----------------|-----|------|--------|
| 1  | 内用薬 ※ 健胃錠 (大日本) |     | 1錠   | 6.10   |